

# 平成24年度 北区融資制度一覧

## 対象者の基本要件

- 区内に住所（法人にあっては本店登記）を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
- 個人は前年度の特別区民税・都民税、法人の場合は前期の法人都民税を完納していること
- 東京信用保証協会の保証対象業種であること（特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること）
- 適切な事業計画と確実な資金計画があること

保証料補助は平均的保証料を基準に算出します

| メニュー名           | 融資の要件  | 融資限度額  | 資金用途<br>融資期間<br>(以内)              | 据置期間<br>(以内) | 利率(年利)                   | 利子補給   | 実質利率   | 信用保証の<br>要・不要 | 保証料<br>補助        |
|-----------------|--|--|-----------------------------------|--------------|--------------------------|--|--|---------------|------------------|
| 事業資金            | 基本要件を満たしていること  | 運転・設備<br>各1,000万円                                  | 運転 5年<br>設備 8年                    | 6か月          | 1.9%<br>以内               | 0.4%   | 1.5%以内   | 必要に応じて        | 半額               |
| 特別融資事業資金        |  |  |                                   |              |                          | 公庫の<br>基準金利                                  |  |               |                  |
| 小口零細企業資金        | 基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること<br>①従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下であること<br>②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が1,250万円以下であること  | 1,250万円  | 運転 7年<br>設備 7年                    | 6か月          | 1.8%<br>以内               | 0.5%   | 1.3%以内   | 必要            | 半額               |
| 緊急景気対策借換資金      | 基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ※緊急景気対策借換資金の借換は不可。<br>①借入金（保証協会保証付きの北区中小企業一般融資の融資残高をいう）のうち、<br>原則として2本以上を本融資により借換一本化をすること（条件変更した資金は除く）<br>ただし、原油原材料高騰対策資金及び緊急景気対策資金を借換える場合は1本でも借換することができる<br>②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること<br>③返済条件となる全ての融資の元金返済を約定どおり6か月以上継続して行っていること<br>④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の1.5倍以下であること<br>⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る<br>⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る | 2,000万円  | 運転 10年                            | なし           | 2.0%<br>以内               | 1.0%   | 1.0%以内   | 必要            | なし               |
| 不況対策資金          | 基本要件を満たしており、最近3か月または1年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること  | 800万円  | 運転 5年                             | 12か月         | 1.9%<br>以内               | 実行後1年間は<br>1.9%<br>2年目以降<br>1.5%             | 実行後1年間は<br>0%<br>2年目以降<br>0.4%以内               | 必要            | 半額               |
| 不況対策借換資金        | 不況対策資金の対象者で次の全ての要件に該当すること ※不況対策借換資金の借換は不可。<br>①北区中小企業一般融資を本融資により返済すること<br>②返済条件となる融資の元金返済を約定どおり1年以上継続して行っていること<br>③借入額は返済条件となる融資の残高以上であること<br>④申込金融機関は、返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る  | 1,200万円<br>(不況対策資金との併用<br>になる場合は合計して<br>800万円が限度額) | 運転 7年                             | なし           | 1.9%<br>以内               | 実行後1年間は<br>1.9%<br>2年目以降<br>1.5%             | 実行後1年間は<br>0%<br>2年目以降<br>0.4%以内               | 必要            | なし               |
| 経営環境対策資金        | 基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること<br>①信用保険法第2条第4項第1号、2号、5号、のいずれかの認定を受けていること（認定有効期限内）<br>②信用保険法第2条第4項第7号の認定を受けていること（認定有効期限内）<br>③大規模小売店舗の出店により影響を受ける地域で小売業を営むもので、その対応に要する資金  | 800万円<br>*1号認定者は<br>債権額の範囲内                        | 運転 5年<br>設備 5年<br>併用 5年           | 12か月         | 1.8%<br>以内<br>1.9%<br>以内 | 1.5%   | 0.3%以内<br>0.4%以内                               | 必要            | ①・②<br>半額<br>③全額 |
| 産業活性化支援資金       | 基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること<br>①北区きらりと光るものづくり顕彰受賞企業（認定日から2年以内）<br>②新事業促進法による経営革新計画・新事業連携の承認を得ていること<br>③区内で事業転換・多角化を行うこと<br>④事業承継を行うのに必要な資金  | 1,000万円  | 運転 5年<br>設備 5年<br>併用 5年           | 12か月         | 1.9%<br>以内               | 1.5%   | 0.4%以内   | 必要に応じて        | 半額               |
| 事業環境整備資金        | 基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること<br>①東京都の実施する事業所内託児所補助事業等の補助対象者で事業所内託児所を整備すること<br>②北区仕事と生活の両立推進企業の認定を受けていること（認定日から3年以内）<br>③東京都の指定する低公害車を業務用車両として購入する資金  | 1,000万円  | 運転 5年<br>設備 5年                    | 6か月          | 1.9%<br>以内               | 1.5%   | 0.4%以内   | 必要に応じて        | 半額               |
| 緊急資金            | 基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること<br>①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者<br>②他地域の大災害により事業活動に支障をきたしているもの<br>③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告をうけており当該事業所があるもの<br>④その他区長が定めるもの   | 800万円  | 運転 5年<br>設備 5年                    | 12か月         | 1.9%<br>以内               | 1.5%<br>①・②は実行後1年間は<br>1.9%<br>2年目以降<br>1.5% | 0.4%以内<br>①・②は実行後1年間は<br>0%<br>2年目以降<br>0.4%以内 | 必要に応じて        | 全額               |
| 起業家支援資金         | 申込日に事業を営んでいないか事業を始めて1年未満の中小企業者で次の全ての要件に該当すること<br>既に別法人の代表者となっている場合は対象外<br>①区内に住所（法人にあっては本店登記）及び主たる事業所を有すること<br>（ただし、北区起業家セミナー修了者又は、北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい）<br>②前年度の個人住民税を完納していること<br>③保証協会の保証対象業種であること（特別融資については日本政策金融公庫の貸付対象であること）<br>④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること  | 800万円  | 運転 5年<br>設備 5年<br>併用 5年           | 6か月          | 1.8%<br>以内               | 1.5%   | 0.3%以内   | 必要に応じて        | 半額               |
| 特別融資<br>起業家支援資金 | 公庫の<br>基準金利  |  | 公庫基準金利から<br>実質利率が0.3%<br>になるように補給 |              |                          | 0.3%   |  |               |                  |
| 団体事業資金          | 次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体<br>①主たる事務所が区内に所在し、構成員の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業者<br>②構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象事業を営む団体<br>③前期の法人都民税（任意団体にあっては、代表者の特別区民税・都民税）を完納していること   | 2,000万円<br>(1億円)<br>( )内は商店街振興組合                   | 運転 3年<br>(5年)<br>転貸 3年<br>(5年)    | 2か月          | 1.9%<br>以内               | 0.4%   | 1.5%以内   | 不要            | なし               |
|                 |  |  | 共同 5年                             | 6か月          | 1.9%<br>以内               | 1.3%<br>(1.7%)                               | 0.6%以内<br>(0.2%以内)                             | 必要に応じて        | なし               |
| 夏季・年末資金         | 基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること<br>夏季資金の申込期間 平成24年6月15日から7月31日まで<br>年末資金の申込期間 平成24年10月15日から11月30日まで   | 500万円  | 運転 1年                             | 3か月          | 1.6%<br>以内               | 1.3%   | 0.3%以内   | 必要に応じて        | 全額               |